

備前市地域防災計画 (震災対策編)

備前市防災会議

目 次

第1章 総 則	115頁
第1節 計画の目的	115頁
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	115頁
第3節 市の防災環境	116頁
第4節 地震被害想定	117頁
第5節 震災に関する調査研究	124頁
第2章 震災予防計画	126頁
第1節 自立型の防災活動の促進	126頁
第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）	134頁
第3節 地震に強いまちづくり	145頁
第3章 震災応急対策計画	154頁
第1節 応急対策	154頁
第2節 緊急活動	164頁
第3節 民生安定活動	179頁
第4節 機能確保活動	189頁
第4章 東南海・南海地震防災対策推進計画	196頁
第1節 総則	196頁
第2節 災害対策本部等の設置等	196頁
第3節 地震発生時の応急対策等	197頁
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	199頁
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	204頁
第6節 防災訓練計画	205頁
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	205頁
第5章 震災復旧計画	208頁
第1節 復旧計画	208頁
第2節 財政援助等	209頁

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により備前市防災会議が作成する計画であって、備前市及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮して、備前市域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に食い止め、もって社会秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

1 計画の性格

地震災害には、突発性、被害の広域性及び火災その他の二次災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、本計画は、市域における震災対策を体系化したものであって、「備前市地域防災計画」の中の「震災対策編」とするものである。

2 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。

3 計画の用語

この計画においての用語の意義は、「風水害対策編 第1章 第5節 用語の意義」に定めるところによる。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 市は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第1次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を講じる。また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。

災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
災害情報の収集及び伝達を行う。
災害広報を行う。
避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。
災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
被災者の救助を行う。
被害の調査及び報告を行う。
災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を講じる。
水防活動及び消防活動を行う。
被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
公共土木施設、農地、農林水産業施設等に対する応急措置を講じる。
農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を講じる。
水防、消防その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。
公共土木施設、農地、農林水産業施設等の新設、改良並びに防災及び災害復旧を行う。
危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

(2) 消防機関

火災予防その他の各種災害予防に関する業務を行う。
水火災等の応急対策に関する業務を行う。
り災者救出その他の被災者の救出及び救護に関する業務を行う。

(3) 水防管理団体

水防施設、資機材等の整備と管理を行う。
水防計画の作成及びその実施を促進する。

(4) 水道事業者

災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
被災水道の迅速な応急復旧を図る。

第3節 市の防災環境

1 地震の種類

地震には、震源が近い直下型地震（1995年1月の兵庫県南部地震や2000年10月の鳥取県西部地震、2004年10月の新潟県中越地震などが該当する。）と、広範囲で起こる海溝型巨大地震（2003年9月の十勝沖地震、2005年8月の宮城県沖地震、近い将来に発生する

と考えられている東海地震、東南海・南海地震などが該当する。)とがある。

2 自然環境の特性

「風水害対策編 第2章 市の概要 第1節 自然的条件」と同じ。

3 社会環境の特性と変化

「風水害対策編 第2章 市の概要 第2節 社会的条件」と同じ。

第4節 地震被害想定

1 地震等の被害想定調査について(平成7年度、平成13年度及び平成14年度)

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策、応急対策及び復旧対策の個別の計画の内容は、地震の想定又は被害の想定状況により大きく左右されることから、科学的かつ合理的な実証が必要である。

そのため、本県に起こりうる下記の6件の地震について、平成7年度及び平成13年度に評価を行ってきたが、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって見直し、再評価を行った。

特に、南海トラフの地震(東南海・南海地震)については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」における東南海・南海地震の検討状況を踏まえ、再評価した。

2 想定条件

県防災計画(震災対策編)では、県における地震防災対策上重要と考えられる地震を歴史地震資料、活断層資料等から検討して、次の表のとおり設定しているため、市においてもそれを引用した。

区分	想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード(M)
ア	南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフプレート境界面を震源域とする地震	8.6
イ	大原断層の地震	大原断層を原因とする地震	7.2
ウ	中央構造線の一部による地震	中央構造線活断層系(四国)の一部を原因とする地震	8.0
エ	鳥取県西部地震	鳥取県西部の活断層系を原因とする地震	7.3
オ	第2鳥取地震	鳥取県東部から中部にかけての活断層系を原因とする地震	7.2
カ	松江南方地震	松江南方の活断層系を原因とする地震	7.0

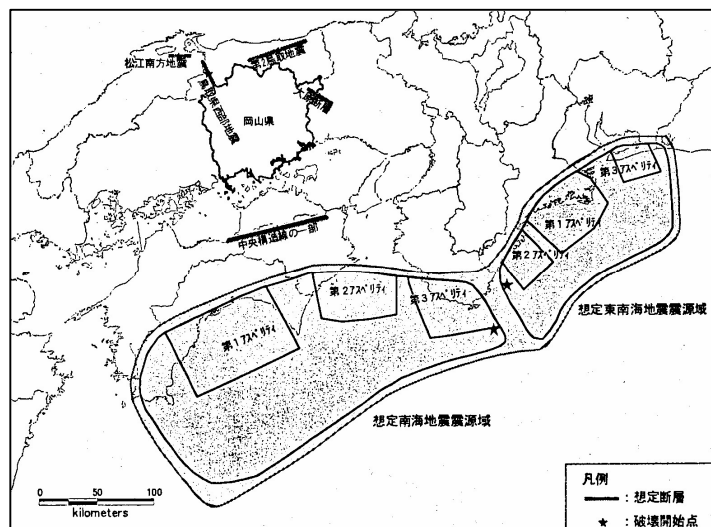
3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブ等を使用している冬の方が夏よりも大きく、同じ出火原因となる家庭の台所でのガスコンロ等の使用率が高い夕方の方が昼よりも大きく、強風が吹いている時の方が弱い時よりも延焼の危険性が高いため大きくなる。このように、火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要である。今回は従来の2つのケースと新たに阪神・淡路大地震のケースを加え、以下の3つのケースを想定した。

ケース区分	季節	時間帯	平均風速
ケースA	冬	17時～19時	8m/秒
ケースB	夏	13時～16時	3m/秒
ケースC	冬	5時～6時	3m/秒

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件であり、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、ケースCは家屋倒壊による人的被害が大きい条件である。

4 想定地震の震源域位置図



(注) アスペリティとは、通常は固く固着していて、ある時に急激にずれて(滑って)地震波を出す領域の内、周囲に比べて特に滑り量が大きいところである。

5 震度分布の概況

(1) 南海トラフの地震(東南海・南海地震)

県全体で震度4から5強の範囲となっている。特に、県南部の沖積地盤のうち軟弱地盤の領域である低地、埋立地、干拓地及び三大河川流域で震度5強となっている。軟弱地盤以外の洪積地盤、沖積地盤の領域でも、県北端までの広範囲で震度5強となっている。

(2) 大原断層の地震

震源の直上となる県東北部のごく一部で震度6強をはじめ、震度6弱となる地区が現れる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強又は5弱となる地域は、県東北部のほか、県中部及び県南部の低地であり、その他は震度4以下となっている。

(3) 中央構造線の一部による地震

震源に近い県南部の埋立地及び干拓地で震度5強、県南部の低地の大半及び県中央部谷底平野で震度5弱となっている。その他は、震度4以下となっている。

(4) 鳥取県西部地震

震源に近い新見市の一部で震度6強をはじめ、周辺市町村で震度6弱となる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強又は5弱の地域は、県北西部のほか、県中南部の低地の一部に存在するが、その他の地域は主として震度4以下となっている。

(5) 第2鳥取地震

震源に近い真庭市北部の一部で震度6強をはじめ、周辺市町村において震度6弱となる。震源から離れるに従って地震動は小さくなるものの、児島湾周辺その他の県南部の埋立地等において広範囲に震度5弱の地域となっている。

(6) 松江南方地震

震源に近い県北部の一部市町村で震度5強の地域が現れるものの、県下の大半は震度4以下となっている。

6 液状化発生危険度の概要

(1) 南海トラフの地震（東南海・南海地震）

県南部の埋立地、干拓地、川沿いなど、広範囲で液状化の可能性が大である。また、県北東部の一部で液状化が発生する可能性がある。

(2) 大原断層の地震

市の区域内及び錦海湾で液状化の可能性が大である。また、県東北部の一部、県南部の埋立地等で液状化が発生する可能性がある。

(3) 中央構造線の一部による地震

笠岡湾、高梁川河口部、児島湾北部一帯、錦海湾及び瀬戸内海岸の一部で液状化の可能性が大である。また、南海トラフの地震（東南海・南海地震）の場合と同様に、県南部の低地、干拓地等で液状化が発生する可能性がある。

(4) 鳥取県西部地震

震源に近い県北部に位置する市町村の川沿いの一部で、液状化が発生する可能性が見られるが、県下大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

(5) 第2鳥取地震

震源に近い県北部の一部市町村の川沿いの一部で液状化が発生する可能性が大である。また、県下の川沿いの一部や埋立地で液状化が発生する可能性がある。

(6) 松江南方地震

県北部の川沿いの一部においてわずかに液状化が発生する可能性が認められるものの、県下の大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

7 津波の高さ及び到達時間（東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊するケース）

地 点		津波到達時間(注1)	最大波高(注2)
		(地震発生後)	(m)
第1波到達地点	浦伊部	2時間28分	2.80
	日生町寒河	2時間07分	2.92
最大波高地点	西片上	4時間29分	3.01
	東片上		
	日生町寒河	3時間59分	3.20

（中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」資料）

(注1) 津波到達時間は、第1波到達地点では、計算開始時点の水位から±30cmの水位変化があった時間としている。最大波高地点の場合は、最大波高の波が到達するまでの時間である。

(注2) 最大波高は、第1波到達地点の場合は、その地点における第1波(±30cm)ではなく、その後に出現する最大波高を示している。最大波高に使用された数値は、東京湾平均海面(T.P)からの高さである。

(注3) あくまでも想定にすぎず、地震後すぐに避難すること。

8 人的・物的被害想定結果総括表

(1) ケースA <冬、17時～19時、風速8m/秒>

県の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	821	9	486	0	2	0	
	負傷者	25,422	527	15,407	47	262	0	
	り災世帯	68,863	572	44,166	61	304	3	
	り災人口	181,901	1,755	112,805	189	920	8	
建物被害	木造	大破	4,798	660	2,925	43	328	0
		中破	9,960	10,428	12,853	1,412	2,655	0
	RC	大破	1,348	208	1,107	43	144	5
		中破	569	369	828	78	297	14
	S	大破	2,637	278	1,902	5	30	0
		中破	1,781	776	1,144	105	58	0
	焼失棟数	86,668	69	58,068	0	12	0	

市の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	4	0	0	0	0	0	
	負傷者	249	19	3	0	0	0	
	り災世帯	101	30	10	0	2	0	
	り災人口	303	96	32	0	8	0	
建物被害	木造	大破	139	8	1	0	0	0
		中破	278	1,059	474	0	0	0
	RC	大破	33	15	3	0	1	0
		中破	13	25	10	0	4	0
	S	大破	88	16	1	0	0	0
		中破	51	4	0	0	0	0
	焼失棟数	9	0	0	0	0	0	

(2) ケースB <夏、13時～16時、風速3m/秒>

県の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	59	2	37	0	1	0	
	負傷者	4,776	232	2,853	27	141	0	
	り災世帯	4,799	571	3,814	61	303	3	
	り災人口	13,779	1,751	10,623	189	918	8	
建物被害	木造	大破	4,798	660	2,925	43	328	0
		中破	9,960	10,428	12,853	1,412	2,655	0
	RC	大破	1,384	208	1,107	43	144	5
		中破	569	369	828	78	297	14
	S	大破	2,637	278	1,902	5	30	0
		中破	1,781	776	1,144	105	58	0
	焼失棟数	10	0	7	0	0	0	

市の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	1	0	0	0	0	0	
	負傷者	134	11	2	0	0	0	
	り災世帯	101	30	10	0	2	0	
	り災人口	301	96	32	0	8	0	
建物被害	木造	大破	139	8	1	0	0	0
		中破	278	1,059	474	0	0	0
	RC	大破	33	15	3	0	1	0
		中破	13	25	10	0	4	0
	S	大破	88	16	1	0	0	0
		中破	51	4	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0	

(3) ケースC <冬、5時～6時、風速3m/秒>

県の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	617	6	443	1	2	0	
	負傷者	20,134	464	14,792	52	282	0	
	り災世帯	16,785	571	7,890	61	303	3	
	り災人口	44,086	1,751	20,971	189	918	8	
建物被害	木造	大破	4,798	660	2,925	43	328	0
		中破	9,960	10,428	12,853	1,412	2,655	0
	RC	大破	1,384	208	1,107	43	144	5
		中破	569	369	828	78	297	14
	S	大破	2,637	278	1,902	5	30	0
		中破	1,781	776	1,144	105	58	0
	焼失棟数		18,917	2	7,863	0	1	0

市の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						
		東南海 南海地震	大原断層 の地震	中央構造線の一 部による地震	鳥取県西部 地震	第2鳥取 地震	松江南方 地震	
人的被害	死者	4	0	0	0	0	0	
	負傷者	277	22	4	0	0	0	
	り災世帯	101	30	10	0	2	0	
	り災人口	301	96	32	0	8	0	
建物被害	木造	大破	139	8	1	0	0	0
		中破	278	1,059	474	0	0	0
	RC	大破	33	15	3	0	1	0
		中破	13	25	10	0	4	0
	S	大破	88	16	1	0	0	0
		中破	51	4	0	0	0	0
	焼失棟数		2	0	0	0	0	0

第5節 震災に関する調査研究

防災にかかる見地から、研究機関、大学等における地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、大規模地震が発生した場合に予想される液状化危険地域の状況等について、関係機関等の緊密な連携の下、調査及び研究を進める。

第 2 章

震災予防計画

第2章 震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 自立型及び災害回避型のライフスタイルの普及計画及び定着

(1) 市

ア 市は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

なお、防災マップには次の施設を記号で明示する。

避難所

消防器具庫

病院又は診療所

ヘリポート基地

イ 自立型及び災害回避型ライフスタイルの普及を通じ、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

ウ 地域における防災活動を促進するため、消防団についても、青年層及び女性層の団員への参加促進等により、その活性化に努める。

エ 住民は、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄、防災教育及び地域における自主防災組織活動への参加を通じ、地域の防災力向上に努める。

(2) 家庭及び地域の普及対策

ア 防災意識の啓発は、家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市は防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災意識の普及啓発を図る。

短期的な食糧の確保

非常持出品

家庭での予防及び安全対策

避難方法

避難場所の心得

初期救助

消防水利設置場所の周知

消火の方法

(3) 事業所及び職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次のような事項についての防災意識を広める。

- ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育及び訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次のような事項について施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- イ 利用者の立場に立ち施設の防災措置を推進すること。
- ウ 防災関係機関との通報及び連絡体制の確立を図ること。

第2項 自主防災組織の育成計画及び参加

(1) 市

市は、自主防災組織が未設置の地域の組織化を進めるとともに、既存組織の育成強化を図る。

(2) 地域の自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織は、地域（地区）の実情に即した組織として、活動に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮して育成を図る。
- イ 自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員がリーダーの役割を担う方策を図る。
- ウ リーダーの育成等に当たっては、岡山県消防学校における受講機会を増やす。

(3) 事業所の自主防災組織の育成

事業所等の管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させないように防災活動をする必要がある。

このため、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織を編成し、事業所及び地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

第3項 ボランティア養成等計画

(1) ボランティアの養成及び登録

市及び関係団体は、医師、看護師その他の専門ボランティア及び一般の生活支援ボランティアに対し、災害時にボランティアリーダーやボランティアコーディネー

ターとして適切に行動できる知識及び技術を身に付けさせるため、必要に応じて分野別に研修を行うとともに、研修参加者の登録に努める。

(2) ネットワーク化の推進

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

第4項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

(1) 訓練計画の策定

市は、自主防災組織の訓練計画の指導及び助言に努める。また、住民、地域、企業等で組織する自主防災組織は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

情報連絡訓練

情報収集 地域の被災状況等を迅速かつ正確に収集する。

情報伝達 防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

消火訓練

消火器その他の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

避難訓練

各個人 避難時の携行品等のチェック

組織単位 組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食糧や水を確保する方法及び技術を習得する。

救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸及び応急手当のほか、備付けの資機材の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるように、次のような点に配慮した訓練をする。

市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために、教育現場での防災訓練を行うも

のとする。

ア 学校は、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれに適した訓練計画を策定し、訓練を実施する。

イ 教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

(4) ボランティア団体等との連携

市は、防災訓練を実施する際は、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第5項 地域防災活動施設整備計画及び推進

(1) 活動施設の整備

市は、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難場所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護その他の活動に必要な資機材を備蓄するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場及び公園については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレその他防災面に配慮した施設を整備する。

(2) 整備する資機材等の概要

情報連絡用	携帯用無線、携帯用ラジオ等
初期消火用	可般式小型動力ポンプ、大型消火器等
給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置等
救出救護用	チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ等
防災教育用	ビデオ装置、映写機等
その他	資機材倉庫等

(3) 整備における財政支援制度等

名 称	補 助 者	対 象 事 業	補助対象者	財政措置
自主防災組織活動事業助成金	市	前記の ~	自主防災組織	助成金額 ~ 30万円
コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター	前記の ~	市・自主防災組織等	助成金額30万円 ~ 200万円
自主防災組織活性化事業	消防庁	前記の ~	市	補助基準額 7,698千円 補助率1/3

防災対策事業 (防災基盤整備 事業)	消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施設整備 防災訓練、食糧備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、防火水槽その他の消防水利施設、防災資機材備蓄倉庫等を一体的に整備する拠点避難地、避難路、小型動力ポンプその他の初期消火資機材等 ・ 消防団に整備される施設 ・ 消防本部又は消防署に整備される施設 ・ 防災行政無線 ・ 消防通信・指令施設 ・ 消防広域化対策 消防広域再編に伴う消防庁舎の新・改築等 ・ 緊急消防援助隊施設 	市	<p>一般の事業 事業費の75% に起債充当 (交付税措置率 22.5%)</p> <p>特に推進すべき 事業 事業費の90% に起債充当 (交付税措置率 45%)</p>
防災対策事業 (公共施設等耐 震化事業)	消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画上の避難地とされる公共・公用施設 ・ 災害対策の拠点となる公共・公用施設(庁舎含む。) ・ 不特定多数の者の利用する公共施設等(橋りょう等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。) 	市	<p>事業費の90% に起債充当</p> <p>事業費の45% に交付税措置</p>

第6項 災害時要援護者の安全確保計画

(1) 防災知識の普及

市は、災害時要援護者に対して支援が適切に行われるよう、災害時要援護者にかかる情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるよう避難支援プランを作成するとともに、社会福祉協議会等と連携を図りながら、災害時要援護者をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本、漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること及び災害時要援護者のための必要な防災用品の配布等を行うことなどに配慮する。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者とともに助け合って避難できることに配慮する。

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難等が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

ア 施設職員、入所者等の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制

イ 地域住民とともに行う防災訓練

災害時要援護者に対しては、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品の入手方法等について明確にしておくように指導するものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

市は、災害時要援護者の次のような詳細情報を日ごろから把握しておく。

ア 居住地及び自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先その他災害時における安否確認の方法（なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

なお、援護を要する高齢者の情報把握については、民生委員との連携により行う。

災害時要援護者に対しては、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう指導するとともに、災害時要援護者の近隣の住民に対しては、日ごろから可能な限り災害時要援護者に関する情報を把握しておくよう指導する。

(3) 生活の支援等

市は、災害時において、災害時要援護者に対する避難所における情報提供その他の支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む災害時要援護者避難支援プランを作成する。

ア 災害時要援護者にかかる情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項

イ ボランティアその他の生活支援のための人材確保に関する事項

ウ 障害の状況等に応じた情報提供に関する事項

エ 特別な食糧（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食糧の確保及び提供に関する事項

オ 避難所及び居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置及び配布に関する事項

カ 避難所及び居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

キ 避難所又は在宅の災害時要援護者のうち、老人福祉施設、医療機関又は児童福祉施設への2次避難を要するものについての当該施設への受入要請に関する事項

住民に対しては、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、災害時要援護者を支援できる地域社会の醸成に努めるよう指導する。

また、日ごろから社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど災害時要援護者の生活についての知識の習得にも努めるよう指導する。

第7項 食糧、飲料水及び生活必需品の確保計画

第1 食糧の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食品を確保し、供給するため、事前に次の措置を講じる。

ア 市内における緊急食糧の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定（なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者その他の災害時要援護者への適切な食糧供給に十分配慮するものとする。）

イ 援助食糧の集積場所の選定

ウ 住民及び事業所への食糧備蓄の啓発

住民、事業所等に対しては、2～3日程度の食品を備蓄するように指導する。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

第2 飲料水の確保

市は、以下のことについて実施するものとする。

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の水道事業者及び地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。マニュアルについては、次の事項を内容とする。

臨時給水所設置場所の事前指定

臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

臨時給水所運営の組織体制（本部及び現地）

各臨時給水所と本部の通信連絡方法

必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車、給水タンク、ろ過機等）

地図その他の応援活動に際し必要な資材の準備

ウ 給水タンク、トラック、ろ過機その他応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量増を図り、及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ 住民、事業所等に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

住民、事業所等に対しては、備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日分を目標として貯水するように指導する。貯水する水は、水道水その他衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ又は破損をしないものとする。

第3 生活必需品の確保

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目及び必要数の把握

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目、数量及び保管場所

住民及び自主防災組織に対しては、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時より食糧の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持出しの準備をしておくよう指導する。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等についても、入所者等の特性に応じた備蓄を実施するよう指導する。

第4 個人備蓄

(1) 食糧及び飲料水の備蓄

住民、事業所等に対しては、2～3日程度分の食糧及び飲料水を備蓄するよう指導する。なお、飲料水にあっては、1人1日3リットルを目安とする。

(2) 生活必需品の備蓄

住民、事業所等に対しては、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオその他の防災用品を備え、非常持出しができるよう準備しておくよう指導する。

また、持病薬その他の個人の特性に応じた必需品についても、非常持出し、必要時の確保方法の確認その他災害発生への対策を講じる。

(3) 個人備蓄への意識啓発

市は、個人備蓄の意義、必要性、方法等について、広報紙、パンフレット等や自主防災組織の活動などを通じて、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

(1) 緊急初動班

ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ 緊急初動班については、総務課長が統括する。

ウ 緊急初動班は、本庁及び各総合支所職員で組織する。

エ 緊急初動班は震度4以上の地震が発生した場合に自主参集する。

オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

被災状況その他の情報の収集

幹部等への情報連絡

県及び東備消防組合への連絡

津波警報への対応

非常体制への移行準備

(2) 班員の指定

ア 班員は、通勤距離5km以内の職員の中から毎年度指定する。

イ 班員は、震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ等）により、勤務場所に自主参集する。

ウ 班員の担当業務等については、マニュアルを作成し、毎年度訓練を通じて周知を図る。

(3) 班員への連絡方法

班員への連絡については、有線電話、携帯電話等により連絡するが、通信施設の被災等で連絡が取れない場合は、勤務場所に自主参集する。

非常時の職務権限の委譲

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における災害対策本部設置の判断、自衛隊の派遣要請等の職務権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長 第2位 総務部長 第3位 総務課長

(1) 非常体制の基準

ア 震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制（市本部の体制）を取る。

イ 災害対策本部の組織は、備前市災害対策本部条例（平成17年備前市条例第30号）に定めるところによる。

(2) 非常体制の職員配備

ア 市長部局及び教育委員会の全職員を配備する。

イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報(テレビ、ラジオ放送等)を知ったとき、又は自主判断により、直ちに勤務場所に出勤するものとする。

ウ 勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出張所、公民館等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 各部(各課)の所管事項

ア 備前市災害対策本部設置規則(平成17年備前市規則第28号)別表(2)事務分掌に定めるもののほか、震災対策に関する各部(各課)の所管事項を定める。

イ 各部(各課)の所管事項は次のような点を踏まえ定めるものとする。

地震対策に関する法令の改正に対応する事項

国の各省庁の事業に対応する事項

本編による新規及び改正に対応する事項

広域応援体制の実行に対応する事項

災害対策本部室の確保

(1) 地震により庁舎が損壊その他の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保するものとする。

(2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

ア 本部要員の収容能力があり、長期使用が可能なこと。

イ 通信手段の確保が図れること。

ウ 幹線道路網に近接し、交通の便が良いこと。

(3) 代替本部室の確保対策

市庁舎が損壊した場合に備え、本部室のバックアップ機能の整備を図るものとする。

関係機関の整備

(1) 市及び防災関係機関の体制整備

市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際、それぞれの業務活動が迅速にできるように平常時から連携の強化を図るものとする。

第2項 情報の収集及び連絡体制整備計画

(1) 防災関係機関の通信手段

各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策その他の措置を講じ、通信手段の拡充を図る。

市は、市防災行政無線を基本に、被災状況についての情報収集と住民への伝達手段の整備を図る。

ア 非常災害時に市本部が中心となり、消防、警察その他の防災関係機関と病院、銀行、農協、電力・ガス会社その他の生活関連機関とが相互に通信できる地域防災無線の整備を図る。

イ その他住民への情報の伝達手段として、市防災行政無線、地区の有線放送設備及び有線テレビ放送との連携を図り、情報連絡体制を強化する。

(2) 非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

第3項 救助、救急及び医療体制整備計画

第1 救出

(1) 市は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム(生き埋めになった負傷者の発見を効率的に行うため、救出に当たる重機類の音や、ヘリコプターの音等を一齐に停止させること。)の設定マニュアルを作成する。

消防機関及び警察は、災害時に救助隊を迅速に組織し、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出及び救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第2 傷病者搬送

(1) 組織体制の整備

消防機関は、関係市町及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保その他効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 情報システムの整備

県、市、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者及び患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況、空き病床数、医療スタッフの確保状況その

他搬送先を決定するために必要な情報を提供できる災害・救急情報システムを整備するものとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となるヘリポートの整備を図るものとする。

(4) 救急隊員等の研修

消防機関は、災害時におけるトリアージ(災害時等において負傷者を治療必要性の優先度で分類し、適切に治療できる施設に送るべくより分けること。)の技術、応急手当の方法その他の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第3 医療体制

(1) 情報システムの整備

市は、市内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡及び連携体制を強化し、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。(資料14)

(2) 住民の災害医療の普及啓発

県、市、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及啓発を行う。

また、併せて駅、スーパーその他の不特定多数の人が利用する施設の従業員に対し、応急手当の普及啓発を行う。

第4 医療用血液の確保

岡山県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集及び提供ができるよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、岡山県赤十字血液センターは、隣接県の血液センターとの協力体制の確立に努める。

第4項 避難地及び避難路等整備計画

第1 避難地の整備

市は、地域の実情に即した避難地の整備を推進するものとする。

(1) 避難地の指定

市は、都市公園、学校その他の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形等に応じ、必要な数及び規模の避難地を選定し、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

なお、指定に当たっては、次の点に注意する。

ア 立地距離及び面積

1次避難地は、徒歩15分以内(おおむね1km以内)で到達できる範囲に設けるものとする。

市街地にあつては、おおむね1km四方の区域に1箇所の1次避難地を指定し、可能な限り区域の中央部とする。

1次避難地の面積は、避難住民の数に応じ必要な大きさとするが、おおむね1haを基準とする。

広域避難地は、徒歩40分以内(おおむね3km以内)で到達できる範囲に設けるものとする。

広域避難地の面積は、おおむね10ha以上を基準とする。

イ 安全性

危険物施設の近くでないこと。

近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。

近くの建物が倒れても安全な広さがあること。

傾斜地でないこと。

高圧線等がないこと。

河川、低地及び崩壊しやすいがけ付近でないこと。

ウ 物資供給、情報伝達等の容易性

被災者の保護及び救援についての初動体制が容易に整うこと。

食糧、飲料水、医薬品等の搬入が容易であること。

災害対策本部との情報交換手段が確保されていること。(地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。)

(2) 避難地の整備

市街地における緑とオープンスペースは、避難地の確保及び火災延焼防止のために重要な施設であり、市街地の基盤施設として、都市計画事業等により積極的に整備を図る。

なお、整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し、緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の放射熱に対し安全な空間とする。

また、避難地には避難地であることの標示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、避難地出入口部分の整備や、その開放等についての管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

第2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

市は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て次の基準により避難路を指定する。指定に当たっては、複数の避難路を指定するなどの配慮を行う。

1次避難地への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。

1次避難地から広域避難地への避難路は、おおむね15m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路又は緑地若しくは緑道で十分な幅員を有するものは指定することができる。

避難路は相互に交差しないものとする。

避難路沿いには、火災、爆発その他の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

避難路はアーケードが設置されていない道路とする。また、窓ガラス、看板その他の落下物についても配慮する。

(2) 避難路の整備

国、県及び市は、市街地における道路が交通施設のみならず、消防活動、延焼防止その他防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設であることに注目し、道路網を適切に配置し、道路・街路事業、都市計画事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊、変圧器落下、電線切断その他の二次災害を防止するため、電線類の地中化を検討する。

また、窓ガラス、看板等の落下についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。避難路には避難路であることや避難地の方向の標示を行い、避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置及び運営計画

第1 避難方法

(1) 避難計画

市は、避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。なお、避難計画策定に当たっては、災害時要援護者へ十分配慮するものとする。

町内会等に対しては、自主防災組織等を編成し、各地域における避難の際に介助が必要と思われる災害時要援護者等の把握に努めるよう指導する。

大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者に対して施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成するよう指導する。なお、避難誘導マニュアルの策定に当たっては、災害時要援護者へ十分配慮するよう指導する。

(2) 避難訓練の実施

市は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。地域住民に対しては、市その他防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるよう指導する。

大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者に対して、避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施するよう指導する。

第2 避難所の設置

(1) 避難所予定施設の事前指定及び周知

市は、公民館、公園、学校その他の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される地震の規模に応じ必要な数及び規模並びに次の～の条件を満たす避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、平素から広報紙、所要箇所への標示板の設置等により、住民への周知徹底に努めるものとする。

避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気、照明その他の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年、床面積、構造、階数並びに耐震診断及び改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については、補強又は改修に努めるよう管理者に働きかけるものとする。

ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、市内に適当な場所がない場合は、近隣市町への委託、近隣市町の施設の借上げ等により設置するものとし、業者又は近隣市町との協定等の整備に努める。

指定の基準

地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。

がけ崩れ、地滑り、河川のはん濫、津波等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。また、危険物施設の付近や上空に高圧線がある地域は避けること。

避難所として使用する建物は、耐震性及び耐火性の高い建物を優先して選定する。また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。

避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。

(2) 避難所の施設設備の整備

市は、避難所予定施設において、避難所の開設に必要な貯水槽、井戸、仮設ト

イレ、マット、防災行政無線などの通信機器その他の施設設備及び換気、照明その他の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、災害時要援護者に配慮してスロープその他の施設の整備にも努めるものとする。なお、緊急の際の避難所への緊急資機材等納入業者名簿を作成しておく。

さらに、テレビ、ラジオその他の被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

避難所は、災害時における非常通話等の迅速化及び円滑化を図り、かつ、回線混雑による不通を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 避難所における生活物資の確保

市は、指定した避難場所又はその近傍で、食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布その他避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

ア 避難所の開設、管理責任者及び避難所の体制

イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

ウ 市本部への報告並びに毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

(1) 行政機関の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ策定する。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜又は休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

市は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の既存組織と協議し、予定される避難所ごとに次の内容について事前に避難所運営マニュアルを作成する。避難所設置の際には当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、マニュアル作成に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項

避難所生活上の基本的ルール（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理その他の日常生活のルール、プライバシーの保護等）に係る事項

避難状況の確認方法に係る事項

避難者に対する情報伝達、要望の集約等に係る事項

その他避難所生活に必要な事項

平常体制復帰のための対策

- ・ 事前周知及び自治組織との連携
- ・ 避難者の生活及び授業環境の確保のための対策
- ・ 避難所の統合、廃止の基準、手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

避難所設置施設の管理者に対しては、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するよう指導するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の修得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップその他の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベルその他の重機類及びその運転要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努めるものとする。

消防機関は、ファイバースコープ、エアカッターその他の災害救助用資機材の整備充実を図る。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

ア 備蓄

市においては、地域の自然条件、被害予想規模等を勘案し、初期活動に必要と思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送路とのアクセスや危険性の分散を十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

イ 調達

市においては、市の区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や、他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と合わせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- 物資等の集積基地
- 救急及び救援の活動基地
- 災害ボランティア等の受入れ施設
- ヘリポート施設

第9項 消防等防災業務施設整備計画

ア 市内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保及び整備を図る。

- 防火水槽又は耐震性貯水槽の整備
- 池、河川その他の自然水利の活用を図る措置
- プール、下水道その他の既存の人工水利の活用を図る措置
- 道路横断用のホース保護具等の整備

イ 消防ポンプ自動車、救急自動車その他の車両の整備を図る。

ウ ファイバースコープその他の災害救助用資機材の整備を図る。

第10項 広域的応援体制整備計画

(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は、被災した場合、市長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、県知事が必要な機関、自治体等に応援要請できるものとする。

(2) 応援に係る関係事項及び機関

応援については、被災の範囲、被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

ア 県内相互応援

県知事は、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。

岡山県下相互応援協定の活用を図る。

イ 県外からの応援

自治体の応援

災害時の相互応援に関する協定に基づき、隣県やブロック単位の応援を受ける。

警察の応援

広域緊急援助隊の応援を受ける。

消防の応援

緊急消防援助隊の応援を受ける。

自衛隊の派遣要請

自衛隊への派遣要請を県知事に依頼する。

(3) 応援の受入体制

ア 自治体応援の受入れは、県又は市が行う。

イ 警察及び消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れるものとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

ウ 自衛隊の受入れは市が行う。県は、状況により、応援部隊、その車両等の基地及びヘリポートについての調整を行う。

(4) 応援活動の相互調整

ア 警察、消防又は自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡を取り合い、災害情報等の共有に努めるものとする。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

第11項 行政機関防災訓練計画

(1) 総合防災訓練

大規模地震を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的かつ実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- ・市、県、警察、消防機関及び自衛隊
- ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
- ・医療、看護等の関係団体
- ・町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の関係防災団体

イ 訓練項目

- ・市本部の訓練
- ・広域応援要請訓練
- ・防災意識の高揚
- ・住民、地域及び企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集及び伝達並びに広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- ・ライフライン等の確保訓練
- ・避難所又は救護所の開設、運営等に関する訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了後に評価を行い、防災計画及び防災業務計画の見直し並びに防災体制の改善に反映させる。

(2) 広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき、広域的に次のような防災訓練を実施するとともに、国又は県の実施する訓練に積極的に参加する。

- ・ 応援要請訓練
- ・ 情報連絡訓練
- ・ 応援隊の受入訓練
- ・ 支援における必要な物資及び資機材の確保訓練

(3) 気象予・警報伝達訓練

気象情報を正確に伝達し、情報に基づき迅速かつ的確に対応する訓練を実施する。

(4) 配備訓練

市は、職員の配備、呼出し等の訓練を実施する。

(5) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、関係機関の協力を得て、無線の通信訓練を実施する。

(6) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

市は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガスその他の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物及びまちの不燃化及び耐震化計画

第1 建物の不燃化及び耐震化

(1) 防災上必要な建築物の不燃化及び耐震化

国、県、市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校及び社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報の収集及び伝達並びに応急対策の拠点となる庁舎その他防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造その他の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には、耐震改修を行う。

第2 まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、平成17年2月現在で、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市の4市で355.6haが指定されている。

また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防災上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、先述の4市に津山市、高梁市、新見市を加えた7市で1,780.9haが指定されている。

本市においても、今後必要があれば、防火地域及び準防火地域の指定について検討するものとする。

(2) 避難地及び避難路周辺における不燃帯の整備

避難地及び避難路が火災、反射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、避難地及び避難路だけでなく、避難地の周辺又は避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

本市においても、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連係による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地その他の都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・リクリエーションの場となるほか、災害時には、避難地及び災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全及び緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

(4) 道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設又は改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するように努める。

(5) 計画的な防災まちづくり

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、都市計画の中に防災まちづくりの方針を盛り込む。

また、道路、公園、緑化、河川等について、避難路、避難地、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努める。

総点検は次の点から実施する。

ア 道路

避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

イ 公園及び緑地

避難地、救援活動の拠点又は延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

ウ 延焼遮断帯

道路、公園、緑地、河川等が連係し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

第1 道路

国、県、市、西日本高速道路株式会社等は、被災時において、救援物資の集積地点（空港、港湾等）へのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋りょう等の耐震対策については、平成18年1月に改訂された道路橋示方書に基づき、複断面区間、こ線橋、こ道橋及び地域の防災計画上重要な路線その他緊急度の高い橋りょうから順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋りょうについては、改訂道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝等についても地震に対する安全性を考慮して整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所、緊急輸送路、バス路線等を優先して整備を行い、地震に強い道づくりを推進する。

第2 ため池

農業用のため池の管理は水防上重要なものであることや、兵庫県南部地震の経験を踏まえ、市は、防災の点から重要なため池を対象として危険度その他の基礎的調査を実施する。

また、調査結果に基づき、危険なものについては早期改修に努める。

第3 港湾施設及び漁港施設

東備港を、大規模地震対策の拠点港湾としての宇野港の補完港として耐震強化岸壁の整備促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路がふさがれ、又は泊地が埋没することがないような施設配置を検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難又は緊急物資の輸送に利用できるような広場又は緑地を確保し、避難地又は防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路及び鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮する。

第4 公共建築物

国、県、市及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救助活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性を向上させる。

防災計画に基づき適切な場所に免震構造その他耐震性能に優れた建築物を建設する。また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画

第1 共同溝

市は、電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝について、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設について検討する。

また、電気、電話その他の電線類は、地中化の場合、架空線と比較すると断線はほとんど無く、日常の維持管理の簡素化及び災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝等について検討する。

第2 上水道施設

市は、次の事項を推進する。

ア 水道施設の広域化の検討

地震による被害への対応力を高めるため、万一被害が生じた際の上水道の供給を確保するためにも水道施設の広域化を検討する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、他施設との連絡等の整備も併せて検討する。

イ 基幹施設及び重要系統の耐震化及び近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を検討する。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋りょう添架管に、他方を伏越管にするなど工法の変更も併せて検討する。

ウ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管については、耐震性の確保の点からは不適當な水道用管材であるため、ダクタイル鋳鉄管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継ぎ手を使用する。

エ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に岡山市と倉敷市との間で行われたように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等の整備を検討する。

第3 下水道施設

市は、次の事項を推進する。

ア 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池若しくは処理水質の改善や修景のため池を沈殿地若しくは塩素混和池に転用すること又は可搬式処理施設を活用することにより、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

イ 重要幹線、下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管、汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や下水処理場内の重要な水路等の配備を変えた複数系列化について検討する。

ウ 下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場及び下水処理場内のネットワーク化について検討する。

エ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場その他のまとまった空間を有しており、これらを避難地又は延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を、消防用水又は雑用水として利用することを考慮した施設計画を策定する。さらに、河川等を下水道に引き込み、防火用水として利用するなどの方策についても検討する。

第4項 危険物施設等災害予防計画

第1 石油類施設

(1) 法令に基づく検査及び指導

東備消防組合は、消防法（昭和23年法律第186号）及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に基づき、次の事項を実施する。

ア 製造所等に対する立入検査及び保安検査をする。

イ 各種の講習会、研修会等を通じて、法令の周知及び取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項、点検方法等を自主的に定める。
- イ 施設における化学消火剤及び必要資機材の確保を図る。
- ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

東備消防組合は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両の検査、指導及び取締りを検討する。

第2 高压ガス施設

輸送対策

東備消防組合は、県及び警察との協力により、次の事業の実施を検討する。

- ア 高压ガス移動防災訓練
- イ 高压ガス輸送車両合同取締り

第3 火薬類施設

輸送対策

東備消防組合は、県及び警察との協力により、火薬類輸送車両合同取締り等の実施を検討する。

第5項 有毒ガス災害予防計画

(1) 施設管理者の措置

- ア 施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- イ ガス検知器等による監視体制の強化に努める。
- ウ 付近住民への周知方法を確立する。
- エ 発生源を閉止するための防災衣服を備蓄する。
- オ 防災衣服及び中和剤その他の薬剤を備蓄する。

第6項 流出油災害対策予防計画

(1) 陸上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。
- ウ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。

(2) 海上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 接岸による送油時の異常事態に対する操作マニュアルを作成する。

- イ 初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収船その他の緊急配備体制を確立する。

第7項 津波災害予防対策

(1) 港湾施設及び漁港施設の防災対策

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による被害が想定される港の外郭施設の構造及び配置に関して、必要に応じ、以下の項目について慎重な検討を行い、計画設計を行う。

ア 防波堤の構造における津波力の検討

イ 港の両端部や海岸線と港湾施設によって作られる隅角部での津波のそ上増大現象の検討

ウ 外郭施設の高上端化による津波エネルギーの低減化対策

第8項 地盤災害予防対策

(1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下に地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり防止区域内の切取り、盛土その他の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて、地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水及び地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進する。

県、市その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対しがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域並びに砂を主体とした土砂による埋立地及び盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害並びに大学及び各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地点の地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域の把握に努める。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。併せて、地盤の液状化が起きないようにする地盤改良、液状化が生じても安全なように、建築物、公共施設、地下埋設物等を補強する耐震強化その他の各種対策の普及を図る。

(3) 土地利用の適正化

ア 土地条件の評価

土地自然情報の収集及び整理をし、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報及び評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政との協力による土地利用の適正化の推進を図る。

イ 土地利用の誘導及び規制

土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第3章

震災応急対策計画

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策

第1項 応急活動体制

震度階に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防 災 体 制	震 度 階	勤務時間内	勤務時間外
警 戒 体 制	震度4以上		緊急初動班員
非 常 体 制 (災害対策本部設置)	震度5強以上	職員全員	職員全員

(1) 緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外に震度4以上の地震発生情報を知った場合には勤務場所に自主参集する。

(2) 緊急初動班の任務

- ア 被災状況その他の情報収集
- イ 幹部職員への情報連絡
- ウ 県及び東備消防組合への連絡
- エ 地震に伴う津波情報への対応
- オ 非常体制へ移行する措置

(3) 非常体制への移行措置

ア 緊急初動班長は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め市本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長 第4位 総務課長

イ 被害の状況により市本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

(4) 市本部の設置基準等

ア 市本部は、次の場合に設置する。

- ・震度5強以上の地震が発生した場合
- ・その他市長が必要と認める場合

イ 市本部を設置したとき、及び廃止したときには、県、東備消防組合その他関

係機関に報告する。

(5) 市本部の職員配備

ア 全職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報(テレビ、ラジオ等)を知ったとき、又は自主判断により、直ちに勤務場所に出勤するものとする。

イ 勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの公民館、出張所等に出勤し、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

ウ 出勤した職員は、それぞれの勤務場所に到着後速やかに勤務態勢につき、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、職員相互の応援その他の措置を講じる。

(6) 市本部組織

市本部組織は、備前市災害対策本部条例及び備前市災害対策本部設置規則の定めるところによる。なお、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(7) 市本部の応急活動

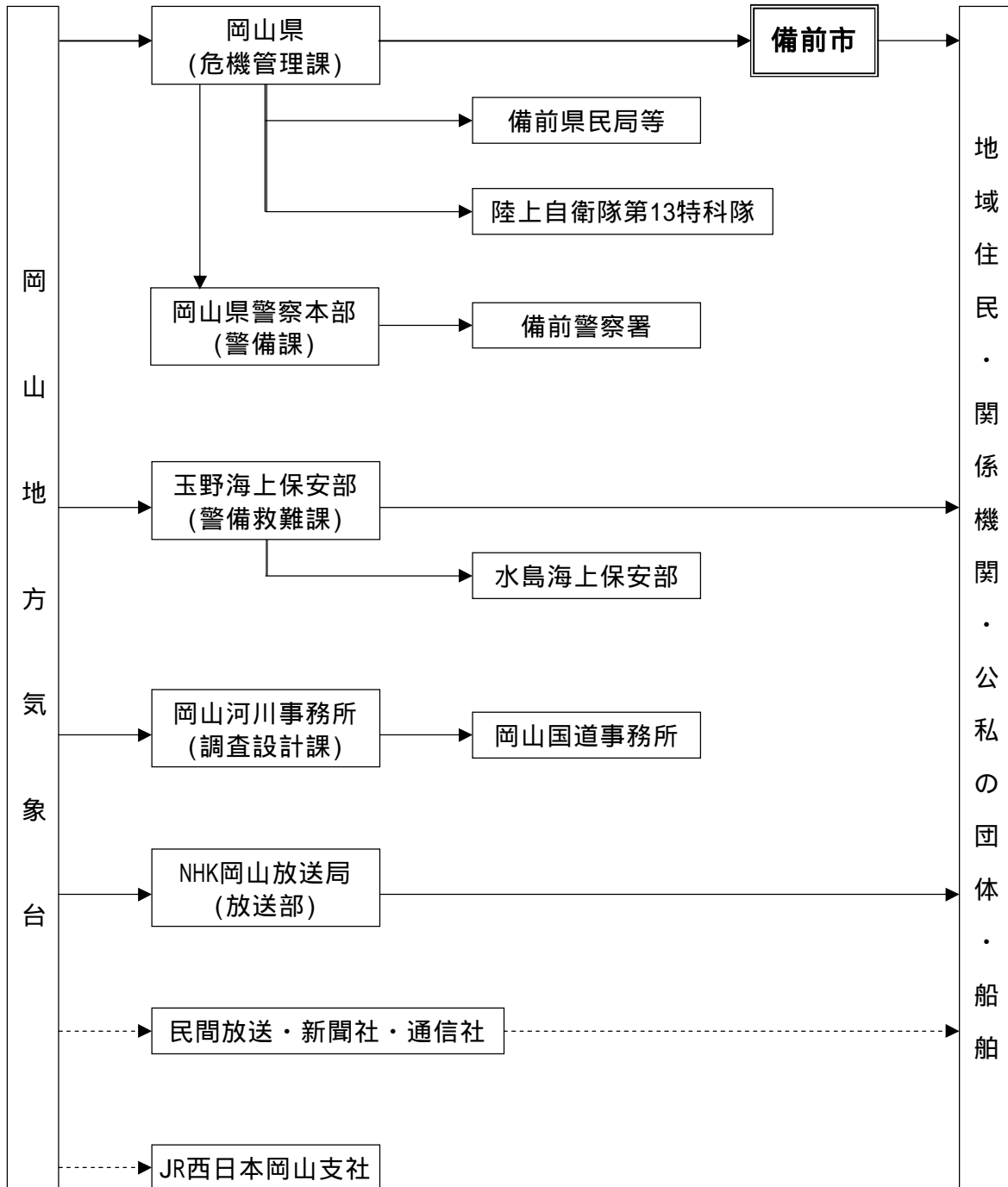
ア 市本部が設置されたときは、各部及び各班は備前市災害対策本部設置規則により定められた事務を所掌する。

イ 市本部は、県本部と連絡調整し、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

第2項 地震津波情報の伝達計画

第1 地震情報の伝達系統

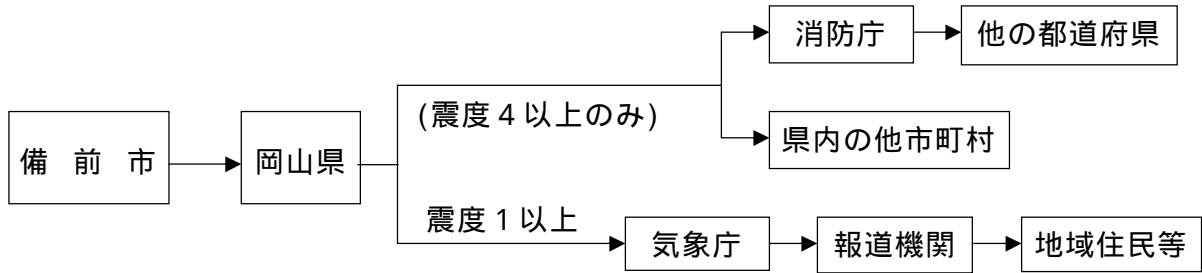
(1) 岡山地方気象台からの伝達



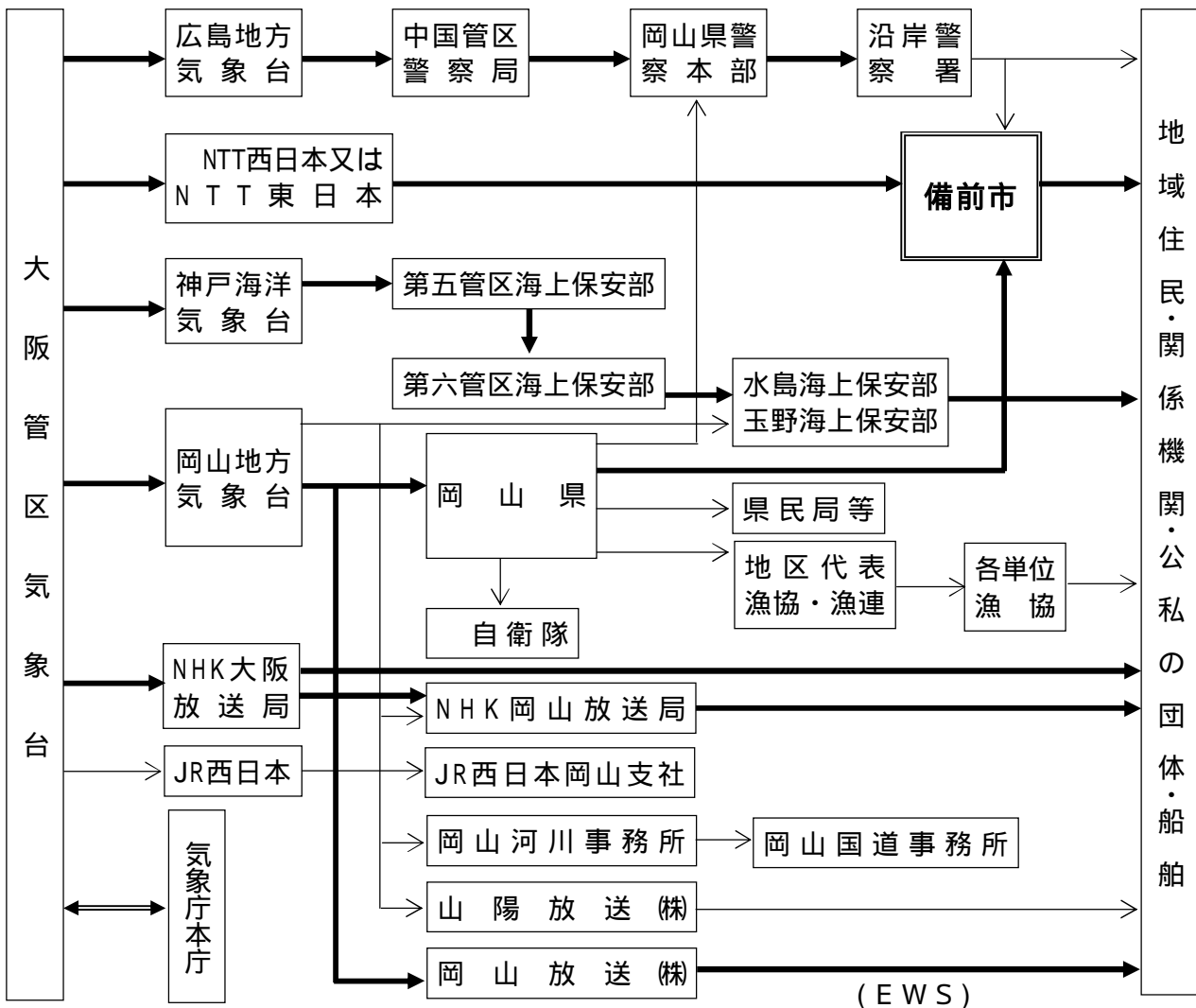
(注) ア 実線は災害対策基本法に基づく伝達系統を、点線は申し合わせに基づく伝達系統を示す。

イ 陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) 国への地震情報の伝達
震度情報ネットワーク



第2 津波注意報及び津波警報の伝達系統



(注)ア 印は、津波警報及び警報の解除のみ伝達する。

イ (EWS)：津波警報を緊急警報放送システムにより放送するものである。

ウ 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。

エ 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。

第3項 被害情報の収集及び伝達計画

(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編（資料9）のとおり。

(2) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

防災行政無線による地上系移動局

携帯電話その他移動通信回線

民間等の通信設備の優先利用又は優先使用(災害対策基本法第57条及び第79条)

非常通信の活用

防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

通信施設の機能確認、維持及び復旧に要する要員

通信統制、通信運用の指揮等に要する要員

(3) 災害初期の被害情報の収集及び連絡

ア 市は、被害について把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。

イ 市は、地震により、火災が同時に多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

ウ 市は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告するものとする。

エ 市は、「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

回線別	区分	通常時 消防庁震災等応急室	夜間・休日等 消防庁宿直室
	N T T 回線	電話	03 - 5253 - 7527
F A X		03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	T N - 048 -500 -7527	T N - 048 -500 -7782
	F A X	T N - 048 -500 -7537	T N - 048 -500 -7789

電話での第一報も可

(4) 情報収集及び連絡の内容

ア 応急対策時においては、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を市本部に随時報告する。

イ 活動状況については、防災関係機関が、相互に次のような事項を密接に情報交換するものとする。

[市 県]

災害対策本部等設置状況、応急活動状況及び応援の必要性

[県 市]

県が実施する応急対策の活動状況

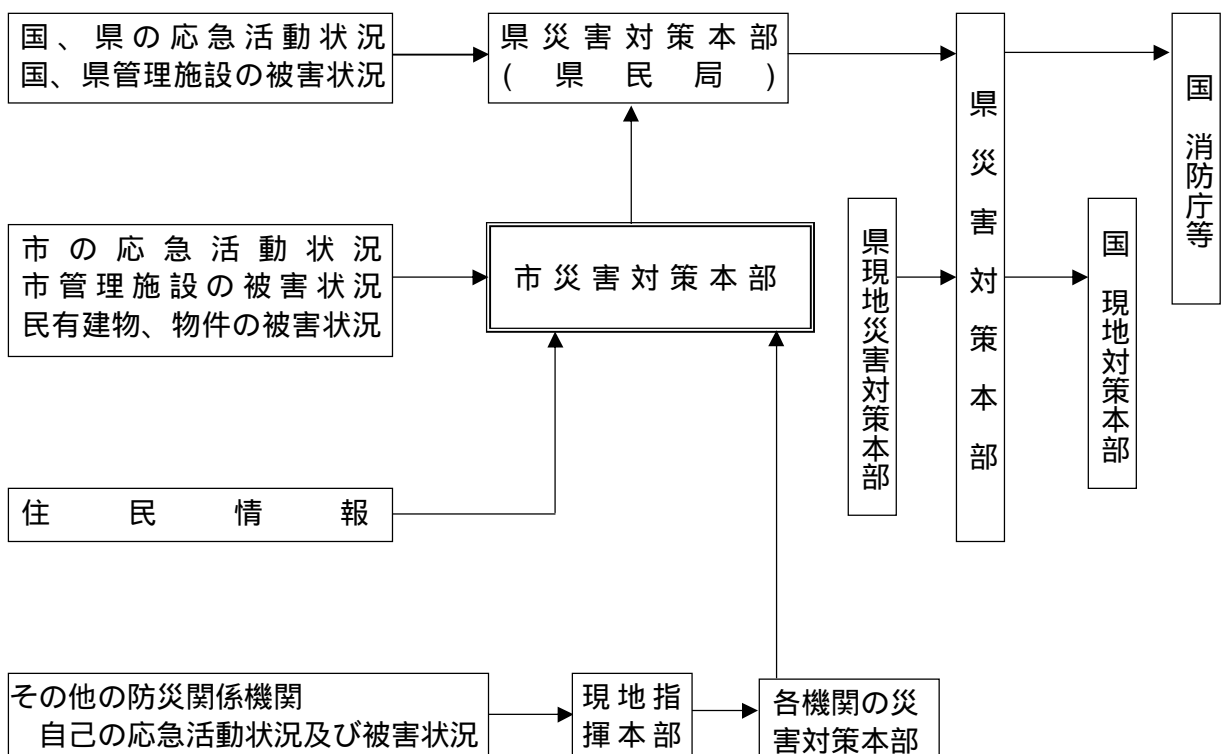
[県 指定地方行政機関]

災害対策本部等設置状況及び応急活動状況

(5) 収集及び連絡体制

応急対策時の被害状況その他の情報収集及び連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用計画

(1) 制度の概要

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助は、災害に遭った者の保

護と社会秩序の確保を図るために、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。（下表参照）

救助の種類、程度、方法及び機関に関しては、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めることとされており、都道府県及び市町村が救助に要した費用については、都道府県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁することがある。

[災害救助法に規定する救助の実施区分]

市長が実施するもの	(1) 避難所の設置 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 災害にかかった者の救出 (5) 災害にかかった住宅の応急修理 (6) 学用品の給与 (7) 埋葬 (8) 死体の捜索 (9) 死体の処理 (10) 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去
県知事が実施するもの	(1) 応急仮設住宅の給与 (2) 医療及び助産 (3) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(2) 適用基準

県及び市は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

ア 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住家が滅失した世帯数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令（昭和22年法律第225号）第1条第2項等参照

イ 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市の滅失世帯数がアに定

める数の2分の1以上である場合

ウ その他

(3) 適用手続

市長は、災害が発生した場合において、迅速かつ正確に市内の被害状況を確認し、被災状況が(2)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定により救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、県知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

第5項 広域応援

(1) 県知事の応援要請

ア 市に対する応援

県知事は、市の実施する応急措置について必要と認める事項について支援協力を行う。(災害対策基本法第70条第1項関係)

イ 県知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に講じられるようにするため、特に必要と認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。(災害対策基本法第72条関係)

(2) 市長の応援要請

ア 県知事に対する応援要請

市長は、市の区域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条関係)

イ 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市の区域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める。(災害対策基本法第67条関係)

(3) 職員の派遣

ア 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

派遣要請事項

派遣を要請する理由

派遣を要請する職員の職種別人員

派遣を必要とする期間

派遣される職員の給与その他の勤務条件

その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

派遣あっせん事項

派遣のあっせんを求める理由

派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

派遣を必要とする期間

派遣される職員の給与その他の勤務条件

その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請計画

「風水害対策編 第4章 災害応急対策計画 第3節 応援、派遣及び雇用計画 第1 自衛隊派遣要請」に同じであるが、重要な事項であるので本編でも再掲する。なお、ここでは概要にとどめる。

(1) 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合において、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

(例)

- ・通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡を取ることができない場合において、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められるとき。
- ・通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡を取ることができない場合において、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められるとき。

ウ 海難事故又は航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県知事等からの出動要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 派遣要請

ア 市長等の要請に基づき、県知事が派遣要請をするのが原則であるが、県知事は、被害状況等により、人命及び財産の保護のため必要があると認めるときは、市長等の要請を待たずに直ちに要請するものとする。

イ 市長は、県知事への派遣要請ができない場合には、その旨及び当該市の区域内に係る災害の状況を防衛庁長官等に通知できる。

ウ 事態の推移に応じ、自衛隊の派遣を要請しない場合には、その旨を連絡する。

(3) 派遣要請の手続

ア 要請手順

市長 要請権者（県知事） 日本原駐屯地司令（第13特科連隊長）

イ 連絡方法

NTT電話 0868-36-5151（内線237夜間等は302）

FAX 0868-36-5151（内線238）

防災行政無線 77-100-6084-9（交換室）

77-100-6084-1（宿直室）

77-100-6084-8（3科・FAX併用）

ウ 要請依頼の内容（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条）

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）

(4) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいなくときに限り、次の措置を講じることができる。

なお、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

区分	措置権限	根拠条文	関連規定
基本対策	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び撤去命令	第63条第3項	

	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条 第8項	通常生ずべき損失の補償（第82条）
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条 第8項	除去した工作物等の保管（第64条第9項）
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。	第65条 第3項	従事した者に対する損害の補償（第84条）
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条 の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいない場合の救助等のための立入り ウ 天災等により海上で救助が必要な場合の救助	第94条	警察官職務執行法 第4条及び第6条 海上保安庁法 第16条

(5) 自衛隊の救援活動

ア 自衛隊の主な救援業務は次に掲げるとおりである。

被害状況の把握及び伝達、避難者の誘導及び輸送支援、遭難者等の搜索活動、水防活動、道路又は水路の啓開、診療及び防疫の支援、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の貸付け又は譲与、交通規制の支援、危険物の保安及び除去その他対処可能なもの

イ それぞれの救援業務に係る県及び市の対応については、マニュアルを作成する。

(6) 市の主な対応

連絡責任者の指名及び派遣、派遣部隊の誘導等、派遣部隊の基地の確保並びにヘリポートの確保

第2節 緊急活動

第1項 救出計画

(1) 市は、救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町は、県若しくは被災市町からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

消防機関、警察又は海上保安部は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、

自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

(2) 負傷者の応急手当

消防機関（救急救命士及び救急隊員を含む。）及び自衛隊員は、救出した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送するものとする。

住民に対しては、講習、訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージその他簡易な手当を施すことにより、救護等に協力するよう指導する。

(3) 搜索対象施設の確認

市は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区割りを行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力する。

(4) 救出方法

市、消防機関、警察その他防災機関による救出は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救出できる現場を優先に効率的な救出活動を行うものとする。

また、サイレントタイム（生き埋めになった負傷者の発見を効率的に行うため、救出に当たる重機類の音や、ヘリコプターの音等を一齐に停止させること。）の設定など、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めるものとする。

(5) 救出用資機材の確保

市は、救出用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達するものとする。

必要な救出用資機材については、各機関で調達することを原則とするが、消防機関、警察その他防災機関が保有する資機材については、各機関相互に貸し出すなど活用できるものは融通しあうものとする。

(6) 愛がん動物の収容対策

市は、県と連携を図りながら、愛がん動物の保護に努めるものとする。

第2項 資機材動員計画

市は、市において備蓄している資機材及び当該地域内における関係業界等からの資機材の動員を行い、被害状況等により、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依

頼する。また、関係団体からの資機材の動員を確実なものにするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3項 救急及び医療計画

第1 医療体制

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

ア 災害・救急情報システムの活用による、医療機関情報の収集及び提供

イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集及び提供

ウ 救護所の設置及び救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置及び救護班の派遣要請

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、県地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

(3) 医療機関のライフラインの確保

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者等に対して、優先的に復旧するよう要請する。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

(4) 効率的な医療の実施

医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

（トリアージタグの統一の検討）

イ 重複診療回避等のため、診療記録の患者への交付を検討する。

ウ 被災状況を県地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。

エ 医療従事者が不足するときは、県地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

救護所

- ・ 患者の応急処置
- ・ 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

病院及び診療所

- ・ 来院、搬送、転送及び入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
- ・ 転送を要する傷病者の後方医療機関への搬送及び転送の要請

- ・ 被災地への救護班の出動
基幹災害拠点病院及び災害拠点病院
 - ・ 上記 の病院の役割
 - ・ 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。
 - ・ なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。
- (5) 人工透析及び難病患者への対応
県及び市は、災害・救急情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。
- (6) 助産への対応
県及び市は、災害・救急情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集及び提供を行う。

第2 傷病者の搬送

(1) 搬送手段の確保

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、県地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）の規定により、一般車両を確保するものとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けるものとする。

傷病者の搬送は、原則として東備消防組合で行うものとする。ただし、東備消防組合の救急車両が確保できない場合は、県、他市町村及びその他関係機関に搬送用車両等の手配又は配車を要請するものとする。

(2) 搬送先の確認

消防機関は、災害・救急情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況その他の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、国、県、市等は、所管する道路の啓開を迅速に行うものとする。

第4項 避難及び避難所の設置及び運営計画

第1 避難方法

(1) 避難勧告及び指示

ア 勧告及び指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難の勧告をする。また、危険の切迫及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。

イ 勧告及び指示の内容

避難の勧告又は指示をする際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 避難指示の理由
- ・ 避難の勧告又は指示が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難行動における注意事項

ウ 勧告及び指示の伝達方法

避難の勧告又は指示をしたときは、市長は直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(2) 一般住民の避難

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できる限り、自主防災組織、自治会又は町内会ごとの集団避難を行い、負傷者、身体障害者、高齢者、幼児等の避難を優先して行うものとする。

地域住民に対しては、避難時においては、できる限り、負傷者、身体障害者、高齢者、幼児等に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難するよう指導する。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員等への連絡その他必要な措置を講じるように指導する。

(3) 駅、病院、学校、社会福祉施設その他の施設内にいる者の避難

社会福祉施設等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれがある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

第2 避難所の設置

(1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うものとする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理その他の必要な措置を講じる。

(2) 避難所の開設

市は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

(3) 広域応援協力

市長は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

第3 避難所の運営体制

(1) 維持管理体制の確立

市は、マニュアルに基づき、避難所維持管理責任者その他の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

また、当該職員は、所定のマニュアルに基づき、自治組織を構築する。その際には、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を来さないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

(2) 自治組織、施設及び行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者及び施設管理者は、定期的に協議の場を設けるものとする。

(3) 精神面の対応

避難所生活に伴い、精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため、内科に加え精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(4) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小、統合及び供用廃止の措置を講じる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

(1) 緊急輸送道路の選定基準及び種類（県の基準）

緊急輸送道路の選定基準

高速自動車道、一般国道及びこれらに連絡するインターアクセス道路等で震災発生時に岡山県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。

救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

市役所と、岡山県庁及び県出先庁舎とを結ぶ主要幹線道路を確保するため定

めた道路であること。

救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点(港湾、空港等)を結ぶ道路であること。

主要公共施設(病院等)、警察署、消防署及び自衛隊の宿舎を結ぶ道路であること。

道路幅員は、原則として2車線以上であること。

緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすものなど、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局及び県民局支局所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場及び主要な防災拠点(行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等)を連絡する道路

第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定

県及び市は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、警察、隣接県、市町村その他の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じて変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域及び被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋りょうについては、必要に応じて仮設橋りょうの設置を検討する。

イ 県は、県内の道路の被災状況その他の情報把握に努めるものとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道

路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する岡山県道路情報連絡会を積極的に活用する。

ウ 道路管理者は、社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去、応援復旧等に必要な人員及び資機材の確保に努める。

エ 道路管理者及び警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

(1) 陸上交通の確保

交通規制

県公安委員会による交通規制

ア 災害が発生した場合、災害応急対策の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、通行の禁止、制限その他の交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策等を実施するための人員及び物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるときは、関係機関と連絡して、その緊急輸送の確保に必要な区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

道路管理者による交通規制

災害時において、道路施設の破損等により被災道路の補修、応急復旧その他の措置を講じる必要がある場合、備前警察署と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合、関係法令に基づき禁止又は制限の対象区域、期間等を記載した道路標識等を設置するとともに、適当な回路を設定し一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施するため、市その他の防災関係機関は、緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合で、必要な人員及び物資等を緊急に輸送する必要があるときは、県公安委員会に申請し、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

救援物資搬送の方法及び車両の制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物等により効果的な搬送を行う。

住民に対しては、被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛するよう指導する。

道路管理者は、管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県に要請し、又は県を通じて自衛隊に要請する。

(2) 海上交通の確保

本市は、片上湾、日生湾で瀬戸内海に通じているため、震災で陸上交通機関が大きな被害を受け、隣接市町との連絡が断たれた場合、海上交通が重要な交通手段となる。

このため、港湾及び漁港の管理者は、その管理する港について障害物を除去し、破損した港湾施設の応急修理を行うなど海上輸送確保に努める。

(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備及び確保）

県、市及び防災関係機関は、相互に連携し、航空交通の確保の点からヘリポート基地等の整備及び確保に努める。

(4) 帰宅困難者対策

県、市、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、一時避難所の開設等により帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講じる。

第7項 消火活動に関する計画

(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職員又は団員を指揮し、市内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線その他通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保

する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保その他住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導その他の安全措置を講じる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防ぎよを優先的に行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携及び指導を図る。

カ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

災害が発生した場合において、火災の状況又は災害の規模により、市の消防力による防ぎよが著しく困難なときには、次により応援要請を行う。

ア 応援隊の対応専任者

応援隊の受入れにつき、県本部や応援隊の派遣自治体等との連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務については、おおむね次のとおりとする。

緊急消防援助隊等の対応

応援ルートを選定及び集結場所

応援隊に関する各種連絡

(4) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長又は市長から委任を受けた消防長が執る。

(5) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(6) 情報の収集及び連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集及び連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

第1 石油類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却するなどの安全措置を講じる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第2 高圧ガス施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、施設内のガスを安全な場所に移動し、充てん容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水(地)中に埋めるなどの措置を講じる。
- イ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第3 火薬類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ、見張人を付ける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じる。
- ウ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第4 放射性物質の応急対策

(1) 取扱者の措置

- ア 事故の状況により、文化庁、経済産業省及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。
- イ 次の応急措置を講じる。
 - 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
 - 消火及び当該放射性物質への延焼防止
 - 放射性物質の安全な場所への移動
 - 立入制限区域の設定及び立入制限
 - 汚染の拡大防止及び除染

放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(2) 関係機関の措置

事故の状況により次の応急措置を講じる。

異常事態発生に伴う放射線モニタリング

消火及び当該放射性物質への延焼防止

警戒区域の設定による立入制限

避難又は避難の勧告、指示等

汚染の拡大防止及び除染

医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

地域住民等に対する広報

第5 ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア 施設が危険な状態になったとき、又は事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 県知事又は市長に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難勧告、指示等を行う。

第9項 緊急輸送計画

第1 輸送方法

(1) 陸上輸送

ア 各道路管理者は高速道路、国道、県道、市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。

(2) 海上輸送

陸上の交通が途絶した場合は、海上輸送が有効であり、適切な運行を図る必要がある。

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じて応急復旧等を行う。

(3) 空路輸送

自衛隊のほか、関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるため、市は、ヘリポートの確保を図る。

第2 県本部との輸送ルート調整

- (1) 市本部は県本部とともに輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。
- (2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊、資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

第3 人員及び物資の輸送順位

(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

人命の救助等に要する人員及び物資

応急対策等に必要な人員及び物資

(2) 輸送第2段階

人命救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を講じる。

救援物資（食糧、飲料水、衣服、寝具等）

応急復旧等に必要な人員及び物資

第10項 救援物資等の受入れ、集積、搬送及び配分計画

第1 物資の受入れ、集積及び配分

(1) 必要とする物資等の把握及び情報提供

避難所等に不足している物資について、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に報告する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握するとともに、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量又は過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者に対しては、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡するよう指導する。

なお、市が指定している避難所以外に避難している被災者又は自宅にいる被災者が必要とする物資については、平素から組織している地域組織等によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡するよう指導する。

(2) 物資の受入体制等

市は、あらかじめ集積場所候補地として指定していた公民館、小中学校体育館

等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

なお、市内に集積場所を確保できない場合は、近隣市町に要請して、集積場所を確保する。

指定された集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

また、避難所等の住民は、物資の仕分け及び避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

道路、橋りょう等の被害状況に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリポートの確保を図るものとし、その設置に当たっては、マニュアルに従い安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイクその他の輸送手段の確保に努める。

(4) 物資の配布方法

市は、避難所へ搬送された物資を、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、子どもや病弱者等を優先する。

また、自宅その他避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織を通じるなどにより、援助物資について避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得るなどの方法により届けるものとする。

避難所以外で生活する被災者に対しては、援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、援助物資を届けるなどの支援を行う。

第11項 ボランティアの受入れ及び活用計画

第1 現状と課題

災害時には平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに越えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も災害発生直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び搬送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者、障害者その他の災害時要援護者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながる

おそれがある。そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

第2 基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会等と連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

第3 ボランティアの受入体制

市本部にボランティア受付窓口を設け、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会等と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野のボランティアの申出を受け付けるとともに、市現地本部と連絡調整を行い、必要な部所に振り分ける。

また、市本部は必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

第4 関係機関等

(1) 県

県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ちながら生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所轄する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアについて分野ごとのボランティアを所轄する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、市本部及び県本部と連携を図りながら行うものとする。

(3) 社会福祉協議会

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障害者等の要援護者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、次の体制を整備する。

市社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示

- オ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
 - カ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
 - キ ボランティア活動の拠点等の提供
 - ク ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又はボランティア救援本部への派遣要請
 - ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動
- 被災市町のボランティア現地本部が被災により機能を十分に果たせない場合、社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上、ボランティア救援本部を設置し、ボランティア現地本部の機能の一部又は全部を担う。

(4) 専門分野のボランティア関係機関等

救出、消火、医療、看護、介護その他の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び派遣に係る調整等を行う。

(5) ボランティアの健康に関する配慮

- ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- イ 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第3節 民生安定活動

第1項 災害時要援護者対策計画

(1) 災害時要援護者対応体制

市は、災害応急対策を行うに当たっては、災害時要援護者対策を行うチームを組織するものとし、市において対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 迅速な避難

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が災害時要援護者とともに避難するよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等について、災害時要援護者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

地域住民に対しては、地域の災害時要援護者の避難誘導について、地域ぐるみ

で協力支援するよう指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに従い、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

(3) 避難後の対応

市は、災害時要援護者を支援するため、次の措置を講じる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに災害時要援護者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティアその他の生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 障害の状況等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 特別な食糧（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保及び提供を行う。

オ 避難所及び居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所及び居宅へ迅速に設置及び提供する。

カ 避難所及び居宅へ相談員を巡回させ、災害時要援護者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難所又は在宅の災害弱者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への2次避難を要する者について、当該施設への受入要請その他必要な措置を講じる。

また、社会福祉施設等からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

避難住民等に対しては、避難所又は地域で災害時要援護者を支援しながら、ともに協力して生活するよう指導する。

なお、避難所では、災害時要援護者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらおうよう配慮するものとする。

(4) 2次避難

市は、それぞれの災害時要援護者の状況に応じて、県内外の施設等へ受入れを要請するとともに、市において対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

(1) 被災者への情報伝達

市は、広報車等により、又は自主防災組織を通じるなどにより広報を行う。

また、必要に応じ、県に広報の要請をするものとし、県の場合と同様に広報事項等について、事前に定めておくものとする。

ライフライン事業者等関係機関は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込みその他生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県及び市にこれらの情報提供をするものとする。

(2) 避難所避難者への情報伝達等

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

情報伝達及び収集体制並びに自治組織の関わり方

市本部との連絡方法の確保

市本部等へ連絡すべき事項及び連絡様式

収集すべき避難者等の情報並びに収集及び報告様式

避難所内に伝達する情報の内容、周知及び伝達方法（放送施設利用、掲示、自治組織を通じる等）並びに必要な様式

その他必要事項

(3) 避難者の安否確認への対応

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、市本部において一元的に管理し、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応するなどの方法について、あらかじめ定めておく。

第2 報道機関等への対応

(1) 情報の提供及び報道の要請

市は、報道機関を通じて情報を提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容及び体制について整備しておくものとする。

なお、実際に情報を提供し、又は報道要請するに当たっては、県本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

市は、県の示した指針に従って、サイレントタイム設定のマニュアルを作成しておく。

第3項 デマ・パニック防止対策

(1) 発生防止対策

ア 市は、被災地、避難所等に定時的な張り紙又は車両巡回による広報手段により、情報提供の均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) デマ解消対策

デマの事実又はわい曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を講じる。

第4項 食品供給及び炊き出し計画

市は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食糧の供給のために必要な緊急食糧等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食糧、食材等の品目及び量の決定並びに供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者及び実施人員の決定及び確保
- オ 必要に応じ、県への食糧、食材、資材等の調達の要請
- カ 援助食糧集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- キ 供給ルート及び運送体制の確立
- ク 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立
- ケ 被災者への食糧の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

第5項 飲料水の供給計画

市は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所、給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、市において飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会の相互応援協定に基づき、近隣市町等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後については、おおむね8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活

に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、1人1日20リットル程度を目標とする。

住民に対しては、地震発生後3日間程度は、蓄えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めるものとし、飲料水が確保できない場合は、市等の応急給水により確保するよう指導する。

また、地域内の井戸、ゆう水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合において、特に衛生上の注意を払うよう注意を喚起しておくほか、市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬及び配分を行うよう指導する。

第6項 生活必需品等調達及び供給計画

市は、災害時において被災者への生活必需品の給与又は貸与の必要があると認められた時は、次により生活必需品を給与し、又は貸与する。

ア 市の備蓄品の放出

イ あらかじめ協力を依頼してある生活必需品の業者からの調達

ウ 県への応援要請

住民等に対しては、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、対応できない場合には、市に給与又は貸与を申請する。

なお、その際は、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第7項 死体の搜索、処理及び埋葬計画

ア 死体搜索及び処理体制の確立並びに必要機器の確保

市は、警察及び防災関係機関の協力を得て死体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

また、死体について警察及び医師に依頼して、検視（見分）及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した死体についておおむね次により処理する。

死体識別のため死体の洗浄、縫合、消毒その他の処置を行う。

死体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができないなどの場合においては、死体を特定の場所（寺院その他の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬その他の処置をするまでの間一時保存する。

なお、迅速に対応するため、搜索及び処理体制、資機材（棺、骨つぼ及びドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、市において対応できないときは、死体搜索等の実施、実施のための要員、資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次

の事項を示すものとする。

- 死体捜索、死体処理、埋葬の別及びそれぞれの対象人数
- 捜索地域
- 埋葬施設の使用の可否
- 必要な輸送車両の数
- 死体処理に必要な資機材の品目別数量

イ 死体安置場所の確保

市は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に死体安置場所を設ける。

ウ 火葬場の確保

市は、市の区域内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長その他の災害発生時（応援を含む。）の特別対応策について、事前に計画を立てるものとする。

エ 死体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てるものとする。

市は、市の区域内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

オ 死体の埋葬

市は、実際に埋葬を行なう者に、棺、骨つぼその他の現物を給付する。

また、警察又は海上保安部の検視を終えた身元が判明しない死体の埋葬を実施する。なお、埋葬に当たっては次の点に留意するものとする。

身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては火葬とする。

被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

遺留品は、納骨堂、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第縁故者に引き渡すものとする。

玉野海上保安部は、市及び警察と連携を図りながら、海上における死体の捜索を行なう。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第8項 ごみ及びし尿処理計画

市は、必要に応じて周辺市町等へ人員及び機材の応援を求めるとともに、県に対し、その調整を要請する。

また、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界その他の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

避難所等被災地におけるごみ処理等

市は、必要に応じて周辺市町等へ受入れ及び処理について、応援を求めるとともに、県に対し、その調整を要請する。

市は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内のごみの仮置場を定めて、住民又は避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや仮置場に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。

なお、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理、飛散及び流出の防止等の管理を行う。

また、トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設けるなどの対策を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集処理を優先的に行うものとする。

住民に対しては、市が実施するごみ及びし尿処理業務に協力するよう指導する。

第9項 がれき等廃棄物処理計画

(1) 施設の復旧計画

市は、廃棄物処理施設の設備に欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行う。

また、被害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図り、被害状況を県に報告するとともに、ごみ収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼するなどの方策を立て、効果的な処理を行う。

(2) 廃棄物処理計画

ア 被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、原則として、公共的施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。

ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより、自力による解体及び処理が困難な場合を想定し、市においてその被災程度、被災者の処理能力等を勘案した支援措置を講じるよう努める。

なお、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適切な処理を行う。

イ 市においては、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場及び最終処分場の確

保その他がれき処理に関する総合的な計画の策定に努める。

ウ 市においては、災害廃棄物についても対応可能となるよう各種廃棄物処分場施設の建設の促進に努めるとともに、廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の整備についても検討する。

(3) 関係業界との協力関係の構築

災害廃棄物の処理及び処分は、災害復旧のために可及的速やかに行わなければならないところから、解体、収集、運搬、中間処理及び最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、社団法人岡山県産業廃棄物協会、社団法人岡山県建設業協会その他の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、がれきのリサイクルその他の処理技術の向上を図る。

第10項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

市は、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、環境衛生指導員等の協力を得て、便槽、家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤及び殺そ剤を散布する。

ウ 県知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水その他生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。

エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ 県知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、必要に応じて県に対して応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者への連絡等をする必要があるとき。

イ 自ら防疫活動の実施が困難な場合において、必要な人員及び資機材の応援を必要とするとき。

第2 健康管理

被災した場合は、避難所巡回や戸別訪問など被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立するものとし、市において対応が困難な場合は、県に対して要員派遣その他の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣につい

て協力する。

第11項 文教対策計画

(1) 教育施設の確保

ア 応急措置

各校長及び園長は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡を取りながら応急措置を講じる。

火災による被災建物であって、木造建物で全焼し、又は主要構造材が炭化したもの以外の被災建物は、残余の部分の床、壁体、天井及び建具を修理した上で、建物周囲の片付けを行い、児童生徒等を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い、一時的に使用することができる。

火災以外の建物で、大破以下の被災建物は、応急修理をした上で使用することとするが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上に対し、安全の確認を行った後使用する。

被災校(園)舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害の少ない地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校舎

災害により校(園)舎が使用できず、週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校(園)舎を使用して授業を行う。

臨時校(園)舎は、無災害若しくは被害僅少な学校(園)の校(園)舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

校(園)長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校(園)舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(2) 教科書・学用品等の給与

ア 災害のため教科書を喪失、き損した児童生徒がある場合、市教育委員会は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

イ 市は、自ら学用品等給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、関係部局と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

(3) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア事業」を実施するものとし、県及び市は、教職員への研修及び精神科医による巡回相談を行う。

また、各学校及び園は児童生徒及び保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 疎開児童生徒等への対応

疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。

校長は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応その他の情報及び手続の方法を知らせる。

(5) 学校の再開

校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員及び保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定の文化財が滅失し、又はき損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により県教育委員会を經由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失し、又はき損した場合は、岡山県文化財保護条例(昭和50年岡山県条例第64号)により県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国及び県の技術指導により実施する。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

第1 ガス施設応急対策計画

LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を講じる。
コンロのコック及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
販売店に被害状況を連絡する。

第2 上水道施設応急対策

ア 応急給水の実施

市は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。
この場合、地震発生後は、避難所、医療施設等を中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施するものとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、障害者、高齢者その他の災害時要援護者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

イ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

管施設は、その多くが道路等の地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることにかんがみ、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

資機材の調達及び復旧作業の迅速化を図るため、市の区域内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

施設の復旧に当たっては、地域ごとの復旧予定時期等を地域住民に周知するよう努める。

ウ 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援要綱を策定しており、県内市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県内市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第3 下水道施設応急対策

市は、市が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるものとするが、県施設と比べ管きょ延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管きょルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。

第2項 住宅応急対策

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 実施責任者

仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、県知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、次の基準で設置する。

a 設置予定場所

仮設住宅設置場所は、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく、ライフラインとの接続が容易で、保健衛生上適当な場所とする。

特に、市長は、あらかじめ、仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めるものとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

b 建物の構造、規模等

軽量鉄骨組立方式とし、1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により限度額の施行が困難な場合は、厚生大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

c 建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力でもってしても、住宅を確保することのできないものであること。

応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が、市の協力を得て行う。

管理

応急仮設住宅の管理は、県が、当該市長の協力を得て行う。

ただし、状況に応じ当該市長に委任できる。

協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

(2) 個人住宅の支援策

ア 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、市長が把握した報告を受けて、居住のために必要な最小限度の部分について、県知事が行うが、県知事は、市長に委託することができる。（既に市長へ委託済み。）

応急修理の内容

- a 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1月以内に完成するものとする。
- b 応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石その他障害物の除去

災害救助法が適用となった場合の住宅等に流入した土石その他障害物の除去については、県知事が行うが、県知事は市長に委託することができる。（既に市長へ委託済み。）

土石その他障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場その他生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅等の危険度判定

地震が発生した場合は、余震、降雨等による二次災害の防止のため、岡山県震災建物応急危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅等の危険度判定を速やかに行う。

(4) 公営住宅への一時入居

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第7項に基づく目的外使用として、公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア 公営住宅への入居の調整

公営住宅の空き家情報の収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居

用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当て及び入居申込みの調整業務を行う。

入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した、り災証明書のある者で、現に居住する住宅がないもの。

使用期間

県営住宅については、地方自治法第238条の4及び岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第211条により、また、市営住宅についても、地方自治法第238条の4により、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

イ 特例による入居者の取扱い

特例入居

被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

特例入居の調整とあっせん

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の特例入居での受入れ可能戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口としての調整業務を行う。また、他の都道府県の公営住宅の空き家情報を把握して被災市町村にあっせんする。

(5) 建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、被災市町村が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

(6) 関係業界との協力

協力体制の確立

市は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項、要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は、協定の締結を検討する。

第3項 公共施設等応急対策

(1) 復旧体制の整備

ア 県、市及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な

復旧作業が行えるよう、社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との協定の締結等に努める。

イ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図その他の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設の応急復旧計画

ア 河川施設の応急対策

市及びその他の河川管理者は、備前市水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設に亀裂等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、堤防及び水門の決壊については、土のう、矢板等による応急締切りを行うなど、施設の性格及び被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ 砂防施設等の応急対策

市は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置その他の被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、危険箇所マップを作成し、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置等により、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

ウ ため池施設の応急対策

市は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシート、土のう等による応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地、避難施設等としての利用が想定されることから、各管理者において、震災建物応急危険度判定士その他の専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

ア 道路施設の応急対策

各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した啓開道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査

し、地震の発生地域及び被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋りょうについては、必要に応じて仮設橋りょうの設置を検討する。

道路管理者は、社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去、応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

道路管理者及び警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国（国土交通省中国地方整備局）及び県との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報の収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート状況及び港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な状態への復旧に努め、必要に応じて、仮棧橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻等の利用（埋立て）についても検討する。

第 4 章

東南海・南海地震防災対策推進計画

第4章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の区域内に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者その他の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 総則 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱」のとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに市本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、備前市災害対策本部条例及び備前市災害対策本部設置規則に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常交通機関の利用ができないなどの事情の発生の可能性を勘案し、配備体制、参集場所その他の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、

災害発生を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集及び伝達

- (1) 情報の収集及び伝達における役割は、「第3章 震災応急対策計画」のとおりとする。ただし、津波等の被害が予測される地区に緊急連絡が必要な場合において、電話等での連絡の有無にかかわらず、職員が直接関係地区へ広報するものとする。(資料10、19)
- (2) 地震又は津波、被害状況その他の情報の収集及び伝達については、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、「第3章 震災応急対策計画」のとおり行うものとする。
- (3) 通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。

強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示をするものとする。

地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときは、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示をするものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達されたときも、同様の措置を講じるものとする。

2 施設の緊急点検及び巡視

市は、必要に応じて、公共施設等のうち特に防災活動の拠点となる施設及び避難場所に指定されている施設について緊急点検、巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じるものとする。

4 救出、救急、医療及び消火活動

救出、救急、医療及び消火活動については、「第3章 震災応急対策計画」のとおりとする。

5 物資調達

市は、災害発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 輸送活動

輸送活動については、「第3章 震災応急対策計画」のとおりとする。

7 保健衛生及び防疫活動

保健衛生及び防疫活動については、「第3章 震災応急対策計画」のとおりとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 市は、県に対して、市の区域内の居住者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに観光客、釣り客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は行うことができる。
- 2 市町村は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門及びこう門の閉鎖の措置を、また、その場合において工事中のときは工事の中断その他の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針及び計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔操作化、補強その他必要な施設整備等の方針及び計画
 - (3) 水門や陸こう等の閉鎖を迅速かつ確実にを行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第3章 震災対応策計」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、居住者及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避その他の措置
- 4 市の区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

第3 避難対策等

- 1 地震発生時において、津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次の表のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障害者その他の災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

地 区（大字）
浦伊部、久々井、西片上、東片上、穂浪、鶴海、 日生町日生、日生町寒河、日生町大多府

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内又は屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧その他生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を講じるものとする。
- 5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が出されたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団若しくは自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 6 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ア 流通在庫の引渡し等の要請
- イ 県に対する県又は他の市が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

8 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4 消防機関等の活動

1 消防機関等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- (1) 津波警報その他の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助、救急等
- (6) 緊急消防援助隊その他応援部隊の進出及び活動拠点の確保

2 1に掲げる措置を講じるため必要な動員、配備及び活動計画は、別に定める。

第5 上下水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1 上下水道

津波からの円滑な避難を確保するため、上水道管及び下水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達、避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保その他の必要な措置を講じるとともに、火災その他の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放その他の措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関中国電力株式会社岡山東営業所が行う措置

電力供給施設の災害予防措置を講じる。

災害発生後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図

る。

3 ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災その他の二次災害防止のための、利用者によるガス栓閉止その他の必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

(1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

災害時における情報等の迅速かつ正確な収集及び伝達を行う。

防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

災害発生後に備えた災害応急対策資機材及び人員の配備を行う。

災害時における公衆電話の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

気象等の警報を市町村へ連絡する。(大阪センター)

(2) 県が行う支援の措置

5 放送

指定公共機関日本放送協会岡山放送局が実施する措置

気象等の予警報、被害状況等の報道を行う。

防災知識の普及に関する報道を行う。

緊急警報放送その他災害情報の伝達を行う。

義えん金品の募集及び配布についての協力を行う。

第6章 交通対策

1 道路

(1) 市、県公安委員会、県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区域及び避難路として使用が予定されている道路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上及び航空

(1) 備前海上保安部(海上保安監部)及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

(2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道

(1) 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生による危険度が高いと予想される区間

がある場合などにおける運行の停止その他運行上の措置を講じるものとする。

- (2) 駅等の施設管理者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

第7 市が自ら管理し、又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避その他の措置
- ウ 施設の防災点検並びに設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食糧等の備蓄
- カ 消防用設備の点検及び整備
- キ 非常用発電装置の整備及び防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターその他情報を入手するための機器の整備
- ク 市が管理する施設における具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児その他の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者その他の移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講じるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機その他通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材、緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を講じるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。
- 3 工事中の建築等に対する措置
- 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、おおむね5年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 津波対策施設
- 5 消防用施設及び消防用資機材の整備等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 7 通信施設の整備

市その他防災関係機関は、「第3節 地震発生時の応急対策等」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 市防災行政無線
- (2) その他防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、東南海・南海地震防災対策推進計画の熟知並びに関係

機関及び住民の自主防災組織等との協力体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言及び指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報その他の情報収集及び伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告又は指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合にとるべき具体的な行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
 - (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- ##### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その

内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施その他地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火、自動車運行の自粛その他防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止その他の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法その他の防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県又は市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

市は、自動車運転者に対して、災害時の運転方法及びマナー並びに避難時の自動車の取扱いに関する啓発に努めるものとする。

6 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第 5 章

震災復旧計画

第5章 震災復旧計画

第1節 復旧計画

第1項 公共施設等の復旧計画

(1) 基本方向の決定

市は、社会・経済活動の早期回復及び被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本として早期の機能確保に努めるものとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度、総合単価制度等の活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成

市は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、できるだけ速やかに計画を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めるものとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 土地区画整理事業、都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業、都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化及び耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が減失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限又は土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、復興計画のスムーズな実施に努める。

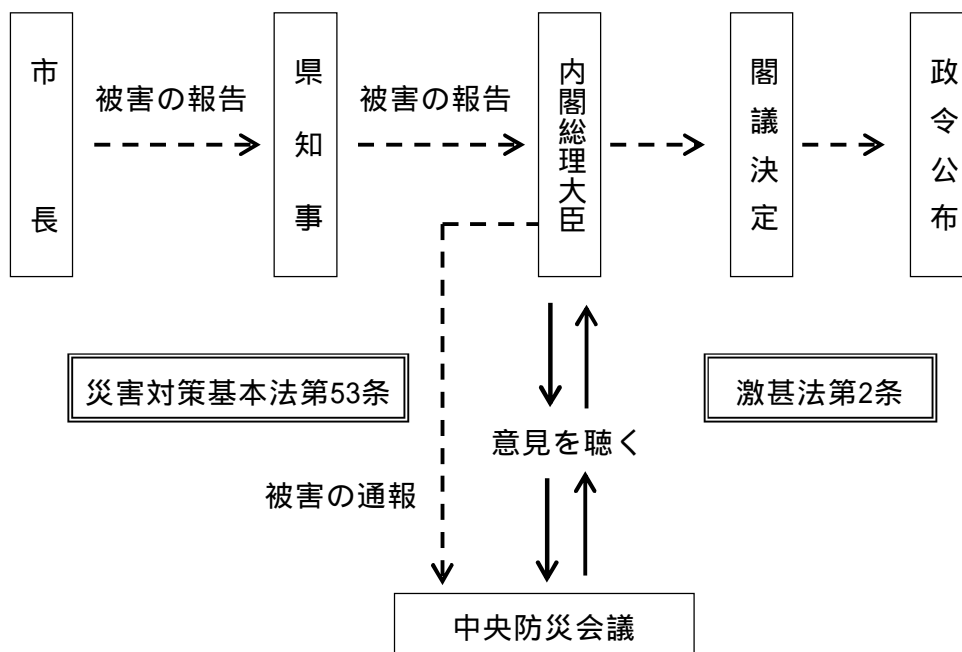
第2項 激甚災害の指定に関する計画

(1) 被害状況の収集

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下、「激甚法」という。)による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの迅速かつ正確な情報の収集を行う必要がある。

市は、市の区域内の被害情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

「風水害編 第5章 災害復旧計画 第2節 施設災害復旧計画、第3節 災害復旧事業に伴う財政援助、第4節 生業回復資金の確保」に同じであるが、本編でも再掲する。

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(1) 法律により一部負担又は補助をするもの

災害復旧事業については、個別の法律により国が全部又は一部を負担し、又は

補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ク 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置が講じられることとなっており、その対象は次のとおりとなっている。なお、県及び市は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 公共土木施設災害復旧事業
 - 公共土木施設災害関連事業
 - 公立学校施設災害復旧事業
 - 公営住宅等災害復旧事業
 - 生活保護施設災害復旧事業
 - 児童福祉施設災害復旧事業
 - 老人福祉施設災害復旧事業
 - 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - 婦人保護施設災害復旧事業
 - 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - 感染症予防事業

堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び公共的施設区域外）

たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

共同利用小型漁船の建造費の補助

森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に対する特別の助成

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例

事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

中小企業者に対する政府系中小企業金融機関の融資に関する特例

エ その他の財政援助措置

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

私立学校施設災害復旧事業に対する補助

市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

母子福祉資金に関する国の貸付けの特例

水防資機材費の補助の特例

り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

産業労働者住宅建設資金融通の特例

公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設並びに林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

(1) 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他関係機関は次

の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して、市を通じて災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、市を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市を通じて災害援護資金を貸し付ける。

エ 生活福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて生活福祉資金を貸し付ける。

オ 母子福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、県及び市は、母子福祉資金を貸し付ける。

カ 公的負担の免除等

市においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じるものとし、国に対しても同様の措置を講じるよう要請する。

キ 被災証明の交付

市においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に対して被災証明を交付する。

ク 被災者への広報

市においては、被災者の自立に対する援助及び助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫若しくは国民生活金融公庫又は岡山県中小企業振興融資制度の融資により、施設の復旧に必要な資金又は事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、市は、次の措置を講じる。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府、政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置等について国に要請する。

オ 市及び中小企業関係団体は、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 市商工振興融資制度及び岡山県中小企業振興資金融資制度(災害資金)による貸付けを優先的に行う。

(3) 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に、市は、次の措置を講じる。

ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速化及び適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

ア 災害復興住宅資金

イ 地すべり等関連住宅資金

ウ 宅地防災工事資金

エ 産業労働者住宅資金

オ マイホーム新築資金

カ リフォームローン

第3項 義えん金品等の配分計画

県、被災市、日本赤十字社、報道機関その他の義えん金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義えん金の使用及び配分について協議する。